令和３年（２０２１年）１０月６日
建　設　委　員　会　資　料
都 市 基 盤 部 公 園 緑 地 課

中野区公園再整備計画（利用ルールの見直し）の基本的な考え方について

「中野区公園再整備計画の策定に向けた考え方（骨子）」の５つの基本的な考え方のうち、「施設の適切な配置・改修」については、今年の第１回定例会に報告したところである。

この度、「利用ルールの見直し」について、継続して検討を行い、取りまとめたので報告する。

また、「維持管理コストの削減」、「公園運営の視点」、「安全・安心の確保」についても引き続き検討を進めているところであり、今後報告する。

１　公園再整備計画（利用ルールの見直し）の基本的な考え方について（※別紙のとおり）

（１）ルールに関する意識調査

（令和２年１月、無作為抽出２，０００人、郵送回収：回答数６８４件）

意識調査では、「ルールの緩和を求めない声」と「ルールの緩和を求める声」がそれぞれ半数近くを占めている。

（２）ルールの見直しの取り組み方針

これまでどおり公園一律に禁止するのではなく、公園ごとの特性を踏まえて個別にルールを検討することで快適な利用や利便性の向上に繋げていく。

（３）具体的な取り組みイメージ

①再整備を機としたルールの見直し

②ルールの見直しに向けたテスト運用の実施

・基本的なルールの緩和

・公園利用の提案制度の創設

２　今後の予定

令和３年１２月		再整備計画（素案）の報告
令和４年	１月	意見募集
	３月	再整備計画（案）の報告
		再整備計画の策定

別紙

公園再整備計画（利用ルールの見直し）の基本的な考え方について

1. 現行の利用ルールについて

（条例に基づく行為の制限）

中野区立公園条例（抜粋）

第３条　公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）公園の原状を変更し又は用途外に使用すること。（２）植物、土石の類を捕獲し又は損傷すること。

（３）鳥獣魚貝の類を捕獲し又は殺傷すること。（４）広告宣伝をすること。

（５）指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ又はとめておくこと。（６）立入禁止区域に立ち入ること。

（７）物品販売その他営業行為をすること。（８）公園内の土地又は物件を損壊すること。

（９）ごみ、その他の汚物をすてること。

（１０）他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

いわゆる迷惑行為とは･･･

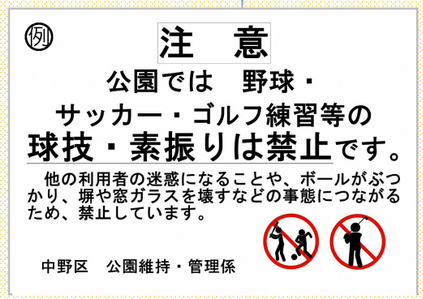

全公園共通で基本的な迷惑行為を具体化したルールを定めています。

※ほぼ全公園に看板を掲示

（迷惑行為の例．ボール遊びの禁止）

①利用者に対する迷惑行為

・他の利用者にボールがぶつかるため。

②近隣に対する迷惑行為

・塀や窓ガラスを壊すなどの事態につながるため。

一方で、犬の連れ込み、ボール遊び、喫煙等の行為を、一部認めている公園もあります。

（認めている理由）

①一定規模の空間がある場合

②時間や場所を限定できる場合

③高い柵やネットに囲まれた施設がある場合など

	公園	利用可能場所
犬の連れ込みを許可している公園	江古田の森公園	旧北江古田公園の園路
	白鷺せせらぎ公園	園路
	桃園川緑道	園路
	平和の森公園	犬の広場、一部園路
	中野四季の森公園	園路
	本五ふれあい公園	園路
	南台いちょう公園	園路
	本二東郷やすらぎ公園	園路
	広町みらい公園	園路
喫煙を許可している公園	新井薬師公園	喫煙場所
	中野上高田公園	喫煙場所
	哲学堂公園	喫煙場所
	平和の森公園	喫煙場所
	江古田の森公園	喫煙場所
	白鷺せせらぎ公園	喫煙場所

	公園	利用可能場所
ボール遊びを許可している公園	中野上高田公園	野球場
	大和公園	キャッチボールコーナー
	哲学堂公園	野球場
	谷戸運動公園	運動公園
	野方ひがし公園	キャッチボールコーナー
	上高田台公園	バスケットボールコーナー
	桜山公園	キャッチボールコーナー
	南台公園	自由広場
	妙正寺川公園	運動広場
	江古田の森公園	旧北江古田公園部分
	鷺宮運動広場	運動広場
	白鷺せせらぎ公園	多目的運動場
	南台いちょう公園	多目的運動場
	本五ふれあい公園	多目的運動場
	平和の森公園	多目的運動広場
	広町みらい公園	多目的広場（神田川沿い）

2. ルールに関する意識調査（アンケート結果）について

（調査概要）

・調査期間　令和２年１月６日 ～ 令和２年１月３１日までの期間

・対象　層化二段無作為抽出法にて選出された区民 2,000 人

・方法　アンケート郵送配布、郵送回収

・回答数　684 件

ルールの厳しさについて

n=626（未回答58）

拮抗

	選択肢	回答数	構成比
1	ルールが厳しすぎる	44	7.0%
2	ルールがやや厳しい	149	23.8%
3	今のルールのままでよい	172	27.5%
4	もっとルールを厳しくするべき	31	5.0%
5	利用しないのでわからない	180	28.8%
6	その他	50	8.0%
	合計	626	100.0%

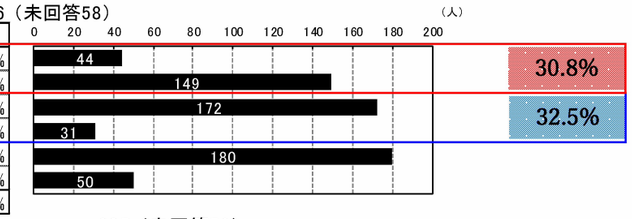

ア　公園への犬の連れ込み

n=605（未回答79）

	選択肢	回答数 犬を飼っている	犬を飼っていない	合計
1	全公園で認めるべき	26	69	95
2	公園ごとに考えるべき	18	226	244
3	公園の大きさごとに考えるべき	14	87	101
4	公園内の場所ごとに考えるべき	16	96	112
5	全公園で禁止するべき	1	52	53
	合計	75	530	605

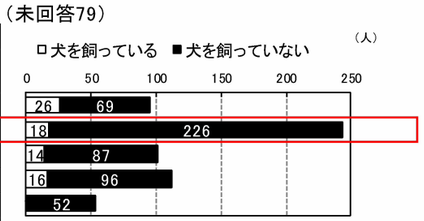

イ　公園でのボール遊び

n=594（未回答90）

	選択肢	回答数 ボールで遊ぶ	ボールで遊ばない	合計
1	全公園で認めるべき	49	27	76
2	公園ごとに考えるべき	82	109	191
3	公園の大きさごとに考えるべき	71	142	213
4	公園内の場所ごとに考えるべき	34	65	99
5	全公園で禁止するべき	1	14	15
	合計	237	357	594

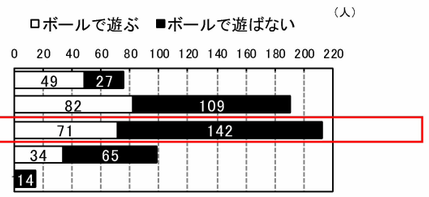

ウ　公園での喫煙

n=599（未回答85）

	選択肢	回答数 喫煙者	非喫煙者	合計
1	全公園で認めるべき	4	7	11
2	公園ごとに考えるべき	9	44	53
3	公園の大きさごとに考えるべき	5	17	22
4	公園内の場所ごとに考えるべき	22	79	101
5	全公園で禁止するべき	24	388	412
	合計	64	535	599

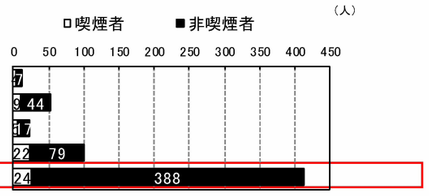

エ　公園での花火の使用

n=598（未回答86）

	選択肢	回答数 花火をする	花火はしない	合計
1	全公園で認めるべき	16	10	26
2	公園ごとに考えるべき	67	116	183
3	公園の大きさごとに考えるべき	23	67	90
4	公園内の場所ごとに考えるべき	43	88	131
5	全公園で禁止するべき	18	150	168
	合計	167	431	598

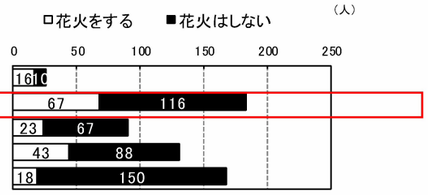

（公園の禁止看板の数・種類・表記などについての自由意見）

「禁止事項が多い」「文字が小さく読みにくい」「景観に配慮すべき」といった意見が多く寄せられました。また、一部の意見には「見たことがない」「目に留まらない」といったものもみられました。

3. 前述1. 2. の分析について

（分析結果）

公園のルールの中には、必ず守らなくてはならないことがある一方で、時間や空間を分け合い、譲り合って利用することで緩和できるものもあります。

意識調査では、「利用しないのでわからない」という意見を除くとルールの緩和を求めない声とルールの緩和を求める声がそれぞれ半数近くを占めています。また、犬の連れ込みやボール遊びなどの個別のルールに対しては、公園ごとに考えるべきといった意見が多く寄せられています。

こうしたことより、これまでどおり公園一律に禁止するのではなく、公園ごとの特性を踏まえて個別にルールを検討することがより快適な利用や利便性の向上に繋がると考えます。

悪い例のイメージ

良い例のイメージ

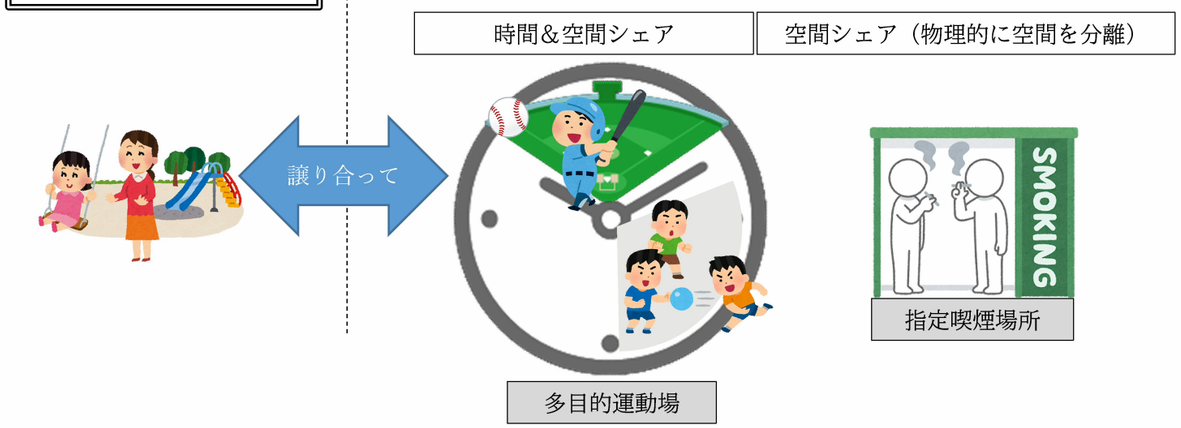

4. 利用ルールの見直しの取り組み方針（案）

- 双方が理解し合えるように、段階的・試験的なルールの見直しを検討します。
- ルールづくりや変更には、利用者と隣接者が理解し合える柔軟なルールが理想であるため、積極的な意見交換が可能な場が必要です。したがって、ルールづくりや変更の際に、区民が参加できるワークショップやオープンハウス等の開催を視野に、適切なルールの決め方を模索していきます。また、新たなルールの遵守やマナーの向上を呼び掛け、安全で快適な公園の維持に努めます。

5. 具体的な取り組みイメージ

（１）再整備を機としたルールの見直し

基本的な考え方１．施設の配置・改修に基づき中規模公園の再整備にあわせて、地域や公園利用者と一緒に基本的なルールを再度検討します。

中規模公園の設計、工事
公園施設の再配置 ⟷ ルールの見直し
→
工事完了後
新たなルールの運用開始

（２）ルールの見直しに向けたテスト運用の実施

①基本的なルールの緩和

様々な人が快適に公園を利用できるよう、どの公園にも共通するルールが存在します。
例えば、スケートボード、ラジコン、ボール遊び、自転車の走行の禁止などです。
一方で、こうした制限について、緩和を要望する声なども寄せられています。
そこで、公園に多く寄せられている事項について、試験的に緩和します。

ア）全公園で試験的に緩和（保護者の立会いのもと）
・子どものゴムボール遊び　・子どもの自転車の練習　・子どもの一輪車の練習

イ）特定の公園を対象に試験的に緩和
・キャッチボール（ゴムボールまで）　・一人でのリフティング、ドリブル、トスなどの練習

ウ）指定管理者の管理のもと試験的に緩和
・指定管理者と協議して緩和を検討していきます。
※試験的な緩和の結果、特段の影響がなければ、継続していきます。

②公園利用の提案制度の創設（下図は、考え方のイメージ）

公園の立地条件や特性を踏まえ、地域の理解や協力を得ながら、新たな公園利用を実現していきます。
見守りや管理する人がいる場合、プレーパーク事業やドッグランイベント、ラジコン等をできるよう支援します。
マナーを守りながら、どのようにしたら提案が実現できるか、制約や条件等を団体利用者と一緒になって考えます。

団体利用者の新たな公園利用の提案
↓
公園管理者が利用に関する相談・支援
↓
地域住民の理解・協力
↓
新たな公園利用の実現へ

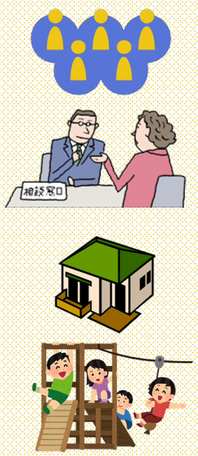

☆期待される公園利用（例）　プレーパーク事業、ドッグランイベント